

事 務 連 絡
令和8年9月 28 日

各 都道府県・指定都市・中核市
生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度における
「認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰」
被表彰候補事業所の募集について(依頼)

平素より、生活困窮者の自立支援の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

令和8年度より生活困窮者自立支援制度における「認定就労訓練事業」の周知・広報の一環として、「認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰」を新設いたしました。本表彰は、日頃より積極的に生活困窮者を受け入れ、認定就労訓練事業を実施するのみならず、生活困窮者に合った業務を既存の業務から切り出し、もって事業所全体の効率性が上がる等創意工夫を行っている事業所について表彰を行うものです。

つきましては、下記のとおり被表彰候補事業所を募集しますので、認定主体の各都道府県・指定都市・中核市より、積極的に御推薦いただきますようお願いいたします。詳細については、本事務連絡の概要及び別添1の「生活困窮者自立支援制度「認定就労訓練事業」に関する厚生労働大臣表彰実施要領」を御参照ください。

なお、推薦に当たっては、自立相談支援機関からの推薦も可能としておりますので、管内の自立相談支援機関への本事務連絡の周知につきましても御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、本事務連絡につきましては、情報提供として市町村宛てにも送付させていただくことを申し添えます。

記

(1) 推薦方法及び別添2「様式1推薦書」提出締切

推薦に当たっては、別添2「様式1推薦書」及び添付資料を令和8年 10 月 15 日(木) までに本件連絡先宛てにメール(15 日必着) にて送付ください。

(2) 表彰までの流れについて

各認定主体(都道府県・指定都市・中核市)より最大2事業所を被表彰候補事業所として推薦することができます。選考委員会の選考を経て、「優秀認定就労訓練事業所」を決定いたします。内定が出た時点で、推薦者にメールまたはお電話にて御連絡させていただき、後日書面にて正式な通知を送付させていただきます。

(3) 被表彰候補事業所の選定基準

表彰を受ける候補事業所は、次のいずれにも該当する事業所といたします。

- ア 認定就労訓練事業所の認定を受けているもの。
- イ 生活困窮者の状況や背景を理解し、積極的に訓練の受入れを実施していること。
- ウ 認定就労訓練事業の趣旨を理解し、職場の環境調整と生活困窮者への配慮を行い、良好な職場環境づくりや事業活動を行っていること。
- エ その他、候補事業所独自の創意工夫を取り入れながら、働きづらさを抱える生活困窮者を支える仕組みを検討していること。
- オ 過去において当該事業所の業務に関する法令に違反して処分を受けたことのない者であること。
- カ 過去において、認定就労訓練事業所大臣表彰を受けたことのない者であること。

※ その他、表彰の趣旨等については別添1の「生活困窮者自立支援制度「認定就労訓練事業」に関する厚生労働大臣表彰実施要領」を御参照ください。

(4) 表彰式について

表彰式は「第13回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」の全体会にて実施いたします。

【第13回生活困窮者自立支援全国研究交流大会 開催概要】

○表彰式実施日時：令和8年11月7日(土)13:15頃より実施(予定)

○会場：千葉市民会館大ホール（千葉県千葉市中央区要町1-1）

※ 被表彰候補事業所として推薦された事業所様には上記表彰式についてお伝えいただき、受賞の折には御登壇の依頼がある旨、あらかじめお伝えいただきますと幸いです。

(連絡先)

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 前川・高橋・鈴木

電話 03-5253-1111(内線 2216、2876) 夜間 03-6812-7848

メールアドレス jiritsu-model@mhlw.go.jp

※推薦書、添付書類はメールにてお送りください。

認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰実施要領

1. 表彰の目的

厚生労働省では、平成 27 年 4 月から、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき生活困窮者自立支援制度を実施し、経済的困窮状態にある方のみならず、社会的な孤立や疾病、家族関係の問題など複合的な課題を抱える方に対して、住まいや就労支援、家計改善支援等の事業や他制度との連携を通して、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行っている。

こうした多様な支援を提供する事業のひとつとして、認定就労訓練事業（法第 16 条第 3 項に定める認定生活困窮者就労訓練事業をいう。以下同じ。）がある。本事業は、地域の事業所、団体、自治体等が実施主体となり、生活困窮者の就労訓練を自らの職場の中で実施するものである。本事業を実施する事業者は、これまでの業務を細分化し、再定義（業務分解）することで、新たな働き方を考案する。その結果、従業員が本来業務に集中し、庶務的業務等を訓練者に提供することにより、残業時間の減少等、事業所全体の効率性が上がるという工夫改善につながる事業である。

これらを踏まえ、特に優れた取組を行っている事業所、団体、自治体等を表彰し、もって、認定就労訓練事業を活用する生活困窮者のみならず、認定就労訓練事業を実施する事業所においても有益な施策であることを周知する。

なお、認定就労訓練事業に関する厚生労働大臣表彰は、厚生労働大臣表彰基準第 2 条第 1 項第 2 号及び厚生労働大臣表彰基準運用方針第 1 の 3 に基づき実施される。

2. 表彰内容

表彰名：認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰

認定就労訓練事業を通じて、生活困窮者の支援のみならず、事業所全体の効率性が上がるという工夫改善につながる事業活動を継続したりするなど、優れた取組を行っている事業所、団体、自治体等に対して表彰するもの。

3. 被表彰候補事業所の範囲

認定就労訓練事業の取組を行う事業所、団体、自治体等

※認定就労訓練事業は事業所単位で認定を行っているため、被表彰候補事業所についても、法人ではなく事業所単位で行うものとする。

4. 審査及び決定

（1）被表彰候補事業所の推薦・選考方法

都道府県知事・指定都市市長・中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、管内で 2 事業所を上限に被表彰候補事業所を推薦し、表彰選考委員会において選考の上、厚生労働大臣が決定する。

（2）被表彰候補事業所の選定基準

表彰を受ける候補事業所は、次のいずれにも該当する事業所とする。

ア 認定就労訓練事業所の認定を受けていること。

- イ 生活困窮者の状況や背景を理解し、積極的に訓練の受入れを実施していること。
- ウ 認定就労訓練事業の趣旨を理解し、職場の環境調整と生活困窮者への配慮を行い、良好な職場環境づくりや事業活動を行っていること。
- エ その他、事業所独自の創意工夫を取り入れながら、働きづらさを抱える生活困窮者を支える仕組みを検討していること。
- オ 過去において当該事業所の業務に関する法令に違反して処分を受けたことのない者であること。
- カ 過去において、認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰を受けたことのない者であること。

5. 表彰事業所数

厚生労働大臣賞 優秀認定就労訓練事業所 4 事業所程度

6. 表彰の時期

表彰は、年 1 回実施する。

7. 被表彰候補事業所の推薦

(1) 被表彰候補事業所の推薦

都道府県知事等は、管内で 2 事業所を上限に (2) の推薦書等作成し、別に定める期日までに厚生労働省に提出する。

なお、認定就労訓練事業所として認定を受けている都道府県・指定都市・中核市を推薦する場合は、自薦となる場合がある。

(2) 被表彰候補事業所の推薦は、次により行うこととする。

- ア 認定生活困窮者就労訓練事業所厚生労働大臣表彰 被表彰候補事業所 推薦書 (様式 1)
- イ 添付書類
 - ・法人及び被表彰候補事業所の概要がわかる資料 (パンフレット等提出内容は任意)
 - ・認定就労訓練事業の具体的な支援の様子がわかる説明資料 (様式任意)
 - ・その他審査に当たり参考となる事項 (新聞記事等) (様式任意)

8. 被表彰事業所の決定

表彰の対象は、被表彰候補事業所の中から、厚生労働省社会・援護局長が設置した表彰選考委員会において選考した上で、厚生労働大臣が決定する。

9. 表彰選考委員会の構成及び庶務

(1) 表彰選考委員会の構成は、次のとおりとする。なお、委員が出席できない場合、委員長の許可を受け代理の者を出席させることができる。

委員長	社会・援護局長
副委員長	社会・援護局地域福祉課長

委 員	大臣官房総務課長
委 員	大臣官房人事課長
委 員	社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
委 員	外部有識者

(2) 表彰選考委員会の運営は、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室において行う。

10. 表彰に係る庶務

表彰に係る庶務は、社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室において行う。

附 則 この要領は令和8年9月28日から施行する。

(様式 1)

認定就労訓練事業所大臣表彰 被表彰候補事業所 推薦書

(推薦者情報)

推薦者 1 ※ 1	被表彰候補事業所を推薦する都道府県・指定都市・中核市名をご記載ください。	
	担当部署・役職名	
	担当者名	連絡先（電話番号）
	担当者メールアドレス	
推薦者 2 ※ 2	被表彰候補事業所を推薦する自立相談支援機関名・就労準備支援事業名等をご記載ください。	
	役職名	
	担当者名	連絡先（電話番号）
	担当者メールアドレス	

表彰の詳細については、生活困窮者自立支援制度「認定就労訓練事業」に関する厚生労働大臣表彰実施要領を参照のこと。

(被表彰候補事業所情報 1 事業所目)

被表彰候補事業所 名 ※ 3	ふりがな	
	(法人名)	
	ふりがな	
	(事業所名)	
(注意事項) 表彰は法人全体ではなく、事業所ごとに行う。		
被表彰候補事業所 又は当該事業所が 所属する法人の URL		
法人代表者名	ふりがな	
連絡先	本表彰につきまして、御連絡できる事業所責任者様又は担当者様情報	
	(氏名) ふりがな	
	(担当部署・役職名)	(連絡先 電話番号)
	連絡先 (メールアドレス)	
選考理由 ※ 4		

備考	※職場の様子や取組内容が分かるような画像や PR 事項があれば御自由に御記入ください。(別紙添付可)
----	---

(被表彰候補事業所情報 2 事業所目)

被表彰候補事業所 名 ※ 3	ふりがな	
	(法人名)	
	ふりがな	
	(事業所名)	
(注意事項) 表彰は法人全体ではなく、事業所ごとに行う。		
被表彰候補事業所 又は当該事業所が 所属する法人の URL		
法人代表者名	ふりがな	
連絡先	本表彰につきまして、御連絡できる事業所責任者様又は担当者様情報	
	(氏名) ふりがな	
	(担当部署・役職名)	(連絡先 電話番号)
	連絡先 (メールアドレス)	
選考理由 ※ 4		

備考	※職場の様子や取組内容が分かるような画像や PR 事項があれば御自由に御記入ください。(別紙添付可)
----	---

(記載に当たっての留意事項)

- ※1 被表彰候補事業所が決定した際は、都道府県・指定都市・中核市の担当者に連絡をするため、必ず記入すること。
- ※2 被表彰候補事業所を選定する際、自立相談支援機関等からの情報提供が想定されるため、その場合は推薦者2も合わせて記入すること。
- ※3 被表彰候補事業所は最大2事業所までとする。1事業所のみの推薦でも差し支えない。
- ※4 選考理由は以下の観点にすべて当てはまっていることを考慮して、具体的な取り組み内容について記載すること。
 - ア 認定就労訓練事業所の認定を受けているもの。
 - イ 生活困窮者の状況や背景を理解し、積極的に訓練の受入れを実施していること。
 - ウ 認定就労訓練事業の趣旨を理解し、職場の環境調整と生活困窮者への配慮を行い、良好な職場環境づくりや事業活動を行っていること。
 - エ その他、候補事業所独自の創意工夫を取り入れながら、働きづらさを抱える生活困窮者を支える仕組みを検討していること。
 - オ 過去において当該事業所の業務に関する法令に違反して処分を受けたことのない者であること。
 - カ 過去において、認定就労訓練事業所大臣表彰を受けたことのない者であること。

推薦書を提出する際には、以下の添付書類を合わせて提出すること。

(添付書類)

- ・法人及び被表彰候補事業所の概要がわかる資料（パンフレット等提出内容は任意）
- ・認定就労訓練事業の具体的な支援の様子がわかる説明資料（様式任意）
- ・その他表彰を決定する上で参考となる事項（新聞記事等）（様式任意）

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 就労支援係
TEL 03-5253-1111（内線 2216）